

第五十九号議案

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年六月二十二日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

職員の給与に関する条例

職員の給与に関する条例（昭和三十年七月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「に対しては、任命権者があらかじめ人事委員会の承認を得て定めた額を、勤務一回につき、宿日直手当として」を「には、宿日直手当を」に改め、同条に次の二項を加える。

3 宿日直手当の支給額は、第一項に規定する勤務一回につき、六千二百円（一月一日から同月三日まで及び十二月二十九日から同月三十一日までの間の日から始まる勤務にあつては、八千四百円）を超えない範囲内において定める。

4 宿日直手当の支給対象となる勤務の種類、支給額その他宿日直手当の支給に關し必要な事項は、任命権者が人事委員会の承認を得て定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和二年五月七日から適用する。

（説明）

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、宿日直勤務に従事する職員に対し、

宿日直手当を支給するに当たり、当該手当の支給額を定める必要があるもので、本案を提出いたします。